

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊山町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

豊山町長

## 公表日

令和5年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は、地方税法、国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険税の賦課徴収や被保険者の届出による資格の取得・喪失、変更等の管理、被保険者証の発行、療養給付費等の給付等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①国民健康保険被保険者資格の管理</li><li>②申請書や届出に関する確認</li><li>③被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認</li><li>④国民健康保険税の賦課決定・更正等</li><li>⑤納税者に対し、税額通知の送付</li><li>⑥他自治体等から町への調査回答、町から他自治体等への税務調査</li><li>⑦国民健康保険税の収納管理、還付処理</li><li>⑧未納者への督促等</li><li>⑨収納情報に基づく納税証明書の発行</li><li>⑩資格(継続)</li><li>⑪高額該当の引き継ぎ業務</li></ul>
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条 別表第1第16、30の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2第27、42、43、44、45、46の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活福祉部保険課
②所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>本事務は、地方税法、国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険税の賦課徴収や被保険者の届出による資格の取得・喪失、変更等の管理、被保険者証の発行、療養給付費等の給付等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①国民健康保険被保険者資格の管理 ②申請書や届出に関する確認 ③被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ④国民健康保険税の賦課決定・更正等 ⑤納税者に対し、税額通知の送付 ⑥他自治体等から町への調査回答、町から他自治体等への税務調査 ⑦国民健康保険税の収納管理、還付処理 ⑧未納者への督促等 ⑨収納情報に基づく納税証明書の発行</p>	<p>本事務は、地方税法、国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険税の賦課徴収や被保険者の届出による資格の取得・喪失、変更等の管理、被保険者証の発行、療養給付費等の給付等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①国民健康保険被保険者資格の管理 ②申請書や届出に関する確認 ③被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ④国民健康保険税の賦課決定・更正等 ⑤納税者に対し、税額通知の送付 ⑥他自治体等から町への調査回答、町から他自治体等への税務調査 ⑦国民健康保険税の収納管理、還付処理 ⑧未納者への督促等 ⑨収納情報に基づく納税証明書の発行 ⑩資格(継続) ⑪高額該当の引き継ぎ業務</p>		
平成29年2月1日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム		
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険課長 高桑 悟	保険課長 堀尾 政美	事後	必要箇所の修正
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険課長 堀尾 政美	保険課長 横田 仁美	事後	必要箇所の修正
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険課長 横田 仁美	保険課長 牛田 彰和	事後	必要箇所の修正
令和2年10月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	課題が残されている	十分である	事前	必要箇所の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	IV リスク対策 8. 監査	内部管査	自己点検・内部監査	事前	必要箇所の修正
令和2年10月1日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	十分に行っていない	十分に行っている	事前	必要箇所の修正
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 計数時点	平成26年12月1日	令和2年10月1日	事前	必要箇所の修正
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 計数時点	平成26年12月1日	令和2年10月1日	事前	必要箇所の修正
令和3年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 計数時点	令和2年10月1日	令和3年4月1日	事後	必要箇所の修正
令和3年6月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 計数時点	令和2年10月1日	令和3年4月1日	事後	必要箇所の修正
令和3年6月1日	I 関連情報 5. 実施機関における担当部署 ②所属長の	保険課長 牛田 彰和	保険課長	事後	必要箇所の修正
令和3年7月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2第27、42、43、44、45、46の項	番号法第19条第8号 別表第2第27、42、43、44、45、46の項	事前	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和4年5月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	豊山町 総務部総務課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0001	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	豊山町 総務部総務課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0001	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	必要箇所の修正
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	必要箇所の修正
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	必要箇所の修正